# 令和8年度

# 特定教育・保育施設等利用のご案内

#### も< **目** じ次

- 1. 保育施設とは···P1
- 2. 保育の必要性の認定について…P1
- 3. 保育施設等(2・3号認定) 申込受付について ...P4
- 4. 保育施設等の申込に必要なもの…P8
- 5. 入所の内定・取消等について…P10
- 6. 利用にあたっての注意事項…P10
- 7. 保育料・給食費について…P11
- 8. 幼児教育・保育の無償化について…P15

- 9. 企業主導型保育事業···P15
- 10. 特定教育・保育施設等の連絡先…P16
- 11. 特定教育・保育施設等の実施状況等… P17
- 12. 特別保育について…P19
- 13. Q&A 入所に関するよくあるご質問… P21
- 14. 特定教育・保育施設等の位置図···P24
- 別表 保育施設等入所選考基準指数表

## ~ 令和8年 (2026年) 度 4 月1日入所対象者年齢~

| 認定区分     | 年齢         | せいねんがっぴ<br><b>生年月日</b>   |  |
|----------|------------|--|--|
| ごう       | 5歳児        | れいわ ねん がつ にち れいわ ねん がつ にちうまれ<br>令和2年(2020年)4月2日~令和3年(2021年)4月1日生     |  |
| 1号<br>2号 | さいじ<br>4歳児 | れいわ ねん がっ にち れいわ ねん がっ にちうまれ<br>令和3年(2021年)4月2日~令和4年 (2022年)4月1日生    |  |
| 2号       | 3歳児        | キャッカル カル ガラ にち れいわ ねん がっ にちうまれ<br>令和4年 (2022年)4月2日~令和5年 (2023年)4月1日生 |  |
|          | 2歳児        | や和5年 (2023年) 4月2日生~令和6年 (2024年) 4月1日生                                |  |
| 3号       | 1歳児        | や和6年 (2024年) 4月2日生~令和7年 (2025年) 4月1日生                                |  |
|          | 0歳児        | つれいた ねん がつ にちうまれ<br>令和7年 (2025年)4月2日生~                               |  |

℡ 072(877)2121〈代表〉

田原地区からTEL 0743 (71) 0330 (代表)



## <sup>ほいくしせっ</sup> 保育施設とは

#### にんかほいくしせつ

| とくていきょういく<br><b>特定教育・</b>              | <sup>にんてい</sup><br>認定こども園   | 保育を必要とする児童を預かる保育所と、保育の必要性の<br>有無に関わらず児童の教育を行う幼稚園の両方の機能を併せ<br>も、も、またまた、しまん、おこな、しせっ<br>持ち、地域の子育て支援も行う施設 |
|--|---|---|
| 保育施設                                   | un くしょ<br>保育所   | 就労等のため家庭で保育ができない場合、保育をする施設  |
|  | <sub>ようちえん</sub><br>幼稚園   | いまうがっこう ままういく まま 小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う がっこう 学校  |
| ちいきがた<br><b>地域型</b><br>ほいくじぎょう<br>保育事業 | RENTER IN S DEATH IN THE RENTER IN THE R | 少人数の単位で、0歳児から 2歳児の子どもを預かる事業   |

しじょうなわてし な い にんかほいくしせつ

【四條畷市内の認可保育施設】

にんがしまいるします。 えん しょうきぼほいくしせつ えん おん しょうきぼほいくしせつ えん おん しょうきぼほいくしせつ えん おおります。 認定こども園 8園、保育所 3園、小規模保育施設 3園があります。 また、令和8年7月開園をめざし、認定こども園1園が開園準備中です。

## 保育の必要性の認定について

#### (1) 支給認定区分と利用先施設

ぜんご 前後」や「求職活動」など、一部の事由では期間が異なります。

## こ きょういく ほいくきゅうふ にんてい 【子どものための教育・保育給付にかかる認定】

| <sub>しきゅうにんていくぶん</sub><br>支給認定区分 |   | りょうさきしせつ<br><b>利用先施設</b>   |
|----------------------------------|---|--|
| 1号認定                             | お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望<br>される場合  | 認定こども園(幼稚園部分)<br>ようちえん<br>幼稚園  |
| 2号認定                             | お子さんが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に<br><u> がいとう</u> し、保育施設等での保育を希望される場合   | まれ ほいくしょぶぶん<br>認定こども園(保育所部分)<br>ほいくしょ<br>保育所                                 |
| 3号認定                             | また。また。また。また。ででである。<br>お子さんが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に<br>がいとう ほいくしせっとう ほいく きょう ぱぁぃ<br>該当し、保育施設等での保育を希望される場合 | にんてい えん ほいくしょぶぶん 認定こども園(保育所部分) ほいくしょ 保育所<br>保育所<br>しょうきほほいくしせっとう<br>小規模保育施設等 |

## (2)保育を必要とする事由(2・3号認定)、保育の必要量(利用できる時間)

ほいく ひつよう じゅう にんてい ほいくひつようりょう こと 保育を必要とする事由によって、認定する保育必要量が異なります。

- ・標準時間の場合・・・利用時間は最長11時間
- ・短時間の場合・・・利用時間は最長8時間

| 保育を必要とする事由                         | ないよう<br><b>内</b> 容  | ほりくひつようりょう<br>保育必要量      |
|------------------------------------|---|--------------------------|
| いかうろう つき じかんいじょう<br>就労(月48時間以上)    | ラき<br>月120時間以上の就労   | ひょうじゅんじ かん 標準時間          |
|                                    | 月48時間以上~120時間未満の就労  | 短時間                      |
| にんしん しゅっさん 妊娠・出産                   | は産日(出産予定日)から起算して6週間前(多胎                                     | ひょうじゅんじ かん標準時間           |
|                                    | 児は14週間前)の日の属する月の1日から出産日                                     |                          |
|                                    | から起算して8週間が経過する日の翌日の属する                                      |                          |
|                                    | 月の末日)   |                          |
| 疾病・障がい                             | 保護者の疾病、負傷、障がい   | 標準時間                     |
| きゅうしょくかつどう 求職活動                    | 求職活動中   | <b>短時間</b>               |
| 心身に障がいのある                          | 障がい者手帳の有無にかかわらず支援が必要な                                       | <b>短時間</b>               |
| 乳幼児                                | 乳幼児   |                          |
| いくじきゅうぎょうちゅう けいぞくりょう<br>育児休業中(継続利用 | 既に保育を利用している子どもがいて同一施設                                       | たんじかん<br><b>短時間</b>      |
| のみ)                                | の継続利用が必要な場合   |                          |
| かいごかんご介護・看護                        | とうきょまた ちょうきにゅういんとう しんぞく かいご 同居又は長期入院等している親族の介護・             | 保育を必要とする時間に              |
|                                    | (要介護認定1~5)・看護(居宅内常時付添い、もしくは入院、通院、通所等付添いで概ね半日                | 応じて認定                    |
|                                    | しくは 人院、通院、週所等付添いで 概 ねギ日 <br>  たんいつき   にちいじょう<br>  単位月16日以上) |                          |
| さいがいふっきゅう<br>災害復旧                  | しんさい ふうすいがい かさいとう さいがいふっきゅう<br>震災、風水害、火災等の災害復旧              | ほいく ひつよう じかん 保育を必要とする時間に |
|                                    |   | だじて認定                    |
| しゅうがく つき じかんいじょう<br>就学(月48時間以上)    | つき じかんいじょう しゅうがく<br>月48時間以上の就学                              | 保育を必要とする時間に              |
|                                    |   | 応じて認定                    |
| きゃくたい<br>虐待・DV                     | きゃくたい<br>虐待・DV を受けている又は受けるおそれがあ                             | 保育を必要とする時間に              |
|                                    | り、保育の必要性があると関係機関から認められ                                      | 応じて認定                    |
|                                    | る場合   |                          |
| その他                                | 上記に類する状態として市が認める場合  | 保育を必要とする時間に              |
|                                    |   | 応じて認定                    |

- (たり) といういっとうりょう にち さいだい りょうじかん こと というできない ほいくじかん せたい ほいく ひつよう ※保育必要量によって、1日の最大の利用時間が異なりますが、実際の保育時間は、世帯ごとに保育が必要と される時間となります。例えば、就労を理由として施設を利用する場合に、勤務時間と通勤時間を合わせた はかん りょうじかん りょうじかん けんこ できたいてき にゅうしょじ かくしせつ そうだん 時間が利用時間となります。具体的には、入所時に各施設とご相談ください。
- ※通勤時間を含めた場合に、保育短時間を超える場合は、保育標準時間の認定にできる場合がありますので、 こども政策課にご相談ください。

- がいしょじかん ほいくじかん しせつ せっていじかんたい こと ※開所時間や保育時間は施設により設定時間帯が異なります。保育必要量に応じた区分で利用できる各施設 じかんたい こ ばあい えんちょうほいく ゆうりょう の時間帯を超える場合は「延長保育(有料)」となります。17~20Pの施設一覧表で開所時間や延長保育 の時間等を確認してください。
- ※保育を必要とする事由文は保育必要量が変更となった場合は、認定の変更に確う手続きが必要です。例え は、求職活動をしていたが就労先が決まった場合や、育児休業取得中の継続利用だったが復職する 場合、就労時間が月120時間未満だったが月120時間以上の就労となった場合など、必ず変更の手続きを してください。

## (3)保育必要量(標準時間⇔短時間)の変更について

こうにんてい ほいくひつようりょう ほいく ひつよう じゅう へんこう しょう ばあい しんせい ほいくひつようりょう 2・3号認定の保育必要量は、保育を必要とする事由に変更が生じた場合、申請により、保育必要量を へんこう ひつよう きょう つき ぜんげつ にち かなら てつづ 変更する必要があります。希望される月の前月20日までに必ず手続きをしてください。

| でいしゅっしょるい きょう せんげっ にち せんげっ にち 提出書類(希望される月の前月20日までに提出)  | ていしゅっさき<br>提出先  |
|--|---|
| ・子どものための教育・保育給付支給認定申請書  『たんない とうとない ときない ときゅうかしきゅうにんていしんせいしょ ・子どものための教育・保育給付支給認定申請書 ・本案内8~9Pに記載する「保育が必要な理由に応じた書類」のうち、 がいとう しょるい へんこう かた しょるい ていしゅつ  該当する書類(変更があった方の書類のみ提出してください) | <sup>っうえん</sup><br>通園している施設<br><sup>***</sup><br>又はこども政策課 |

#### (4)支給認定の切替えについて

## ①1号認定から 2号認定への切替え

にゅうしょもうしこみ ひつよう もうしこみじょうきょう きりか はあい もうしこみてつづ 入所申込が必要になります。申込状況によっては、切替えできない場合があります。申込手続きに GAA 本案内4~9Pをご覧ください。

## ②2・3号認定から 1号認定への切替え(※月途中の切替えはできません。)

| 施設区分       | 手続きについて   | ていしゅっさき<br>提出先            |
|------------|---|---------------------------|
| しりったんてい えん | 通園している施設に相談の上、1 号の支給認定手続きをしてくださ                   | <sup>っぅぇん</sup><br>通園している |
| 私立認定こども園   | ر١ <sub>°</sub>                                   | 認定こども園                    |
|            | ・ 「   |                           |
| 公立認定こども園   | ※新年度(4月)から切替えを希望する場合は、前年度10月初旬の                   |                           |
| (市立忍ヶ丘あお   | こううけっけ きかん もうしこみ<br>1号受付期間に申込してください。それ以降も随時受付します。 | こども政策課                    |
| ぞらこども園)    | ・保育施設等利用申込書                                       |                           |
|            | ・子どものための教育・保育給付支給認定申請書                            |                           |

## ③3号認定から 2号認定への切替え

てつゴ ひつよう し にんてい へんこう おこな 手続きは必要ありません。市で認定の変更を 行 います。

## 3. 保育施設等 (2・3号認定) 申 込受付について

## (1)申込にあたっての注意事項

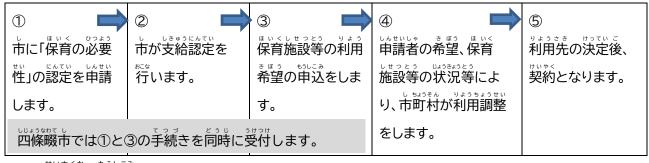
#### ①入所申込みについて

- \*<u>申込書類に不足や不備がある場合は、申込みを受理できません。書類がそろった日を受付日としますので、ごちゅういでは高いでは、また、提出が遅れた場合は、次の選考の対象になりますので、締切日にご注意ください。</u>
- かくうけつけきかんない もうしこ じゅんぱん せんこうきじゅん えいきょう ねんどとうしょいっせいうけつけしゅうりょう ご ずいじせんこう のぞ・各受付期間内の申込みの順番は選考基準に影響しません。(年度当初一斉受付終了後の随時選考を除く。)
- \*各選考で待機となった場合は、次の選考に引き継ぎますので、改めて申込みをする必要はありません。(現在 \*格機となっている方も同様です。)
- せたいこうせい しゅうろうじょうきょうとう へんこう ばあい もうしこ と さ ばあい かなら せいさくか れんらく 世帯構成や就労状況等に変更があった場合や、申込みを取り下げる場合には、必ずこども政策課へご連絡 ください。
- でです。 しょう とう とくべつ はいりょ ひつよう ばあい じぜん そうだん・児童について、障がい等により特別な配慮が必要な場合は、事前にご相談ください。

## ②入所について

- ・保育施設等入所選考基準指数に基づき、入所選考を行います。施設の空き状況等により入所をお待ちいただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。
- にゅうしょ げんそく まいつき にちづ・入所は、原則、毎月1日付けです。

## (2) 前送の流れ



せいさくか もうしこみ こども政策課に申 込ください。

しきゅうにんてい かか じょうほう しきゅうにんていけっていつうちしょ しょかい けっかつうち どうふう

※支給認定に係る情報(支給認定決定通知書)は初回の結果通知に同封します。

しきゅうにんていしょう べっときぼう かた せいさくか しんせい

なお、支給認定証を別途希望される方はこども政策課に申請ください。

#### にんてい えん ようちえんりよう とう ごうにんてい りょうきぼう ばぁい ●認定こども園(幼稚園利用)等(1号認定)を利用希望の場合

しりつにんてい えん ようちえんりょう ごうにんてい しりつようちえん ちょくせつしせつ もうしこみ 私立認定こども園(幼稚園利用(1号認定))・私立幼稚園…直接施設に申込ください。 しりっしのぶがおか えん ようちえんりょう ごうにんてい せいさくか もうしこみ 市立忍ヶ丘あおぞらこども園(幼稚園利用(1号認定))…こども政策課に申込ください。

## れいわ ねん がつ にち にゅうしょ きぼう ばぁい(3)令和8年4月1日からの入所を希望する場合

#### いっせいうけつけ

#### ①一斉受付

| せんこう        | うけっけきかん                               | けっかはっそうょてい                      |
|-------------|---------------------------------------|---------------------------------|
| <b>選考</b>   | <b>受付期間</b>                           | 結果発送予定                          |
| じ せんこう      | れいわ ねん がつ にち か がつ にち きん               | れいわ ねん がつじょうじゅんごろ               |
| <b>1次選考</b> | <b>令和7年11月4日(火)~11月28日(金)</b>         | <b>令和8年1月上旬頃</b>                |
| 2次選考        | 令和7年12月1日(月)~令和8年1月30日(金)             | れいわ ねん がつちゅうじゅんごろ<br>令和8年2月中 旬頃 |
| 3次選考        | <b>令和8</b> 榮2觧2 <b>闰(月)~2</b> 觧27目(釜) | れいわ ねん がつちゅうじゅんごろ<br>令和8年3月中旬頃  |

- しないざいじゅう てんにゅうよてい ふく ほいく ひつようせい しゅうがくまえじどう たいしょう しゅっさんまえ もうしこみかのう・市内在住(転入予定を含む)の保育の必要性のある就学前児童が対象です。出産前も申込可能です。
- きんごきゅうぎょう いくじきゅうぎょう あ れいわ ねんどとちゅう にゅうしょ じょうきうけつけきかん もうしこみ かのう・産後休業・育児休業明けの令和8年度途中の入所も上記受付期間に申込が可能です。
- ・<u>自込の順番は選考に影響しません。</u>保育施設等入所選考基準指数表に基づき、指数の高い順、指数が同じ場合は同点の場合の基準に基づき決定します。希望保育施設等に空きがあれば内定とします。
- きほんてき かくせんこう ちょうせい おこな けっか あ わく たい つぎ せんこう ちょうせい おこな・基本的に、各選考の調整を行った結果、空いている枠に対して次の選考の調整を行います。
- ・各選考で待機・保留となった場合は、次の選考に引き継ぎます。
- ・入所を希望される施設は可能な限り見学いただいたうえでお申込みいただきますようお願いいたします。
- ・お申込み時にいただいた情報については、選考時に必要に応じて保育施設に提供する場合があります。あらかじめご 済 承 ください。
- ・(仮称) 幼保運携型認定こども蘭星子幼稚園については、令和8堂7月開園にむけて準備を選めていますが、 主事の選接状況等により7月の開園が間に合わない場合は、開園できる月からの利用電送として取り扱い ますので、あらかじめごう 承ください。
- きんきゅう よう ぱぁぃ ベラ さだ ほうほう けってぃ おこな ・緊 急 を要する場合は、別に定める方法により決定を 行 うことがあります。

| もうしこみほうほう 申込方法    | <b>草丛</b>  | じかんとう<br>時間等                       |  |
|-------------------|--|------------------------------------|--|
| まどぐち<br><b>窓口</b> | こども政策課(東別館2階)及び田原支所  | 午前8時45分~午後5時15分<br>(土・日・祝日を除く)     |  |
| ゅうそう<br>郵送        | 〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号<br>四條畷市こども政策課   | しゅきりびひっちゃく<br>締切日必着                |  |
| でかしいかせい<br>電子申請   | こそだ わんすとっぷさーびす<br>子育てワンストップサービスにおける電子申請。<br>てんぷしょるい ゆうそう じさん<br>添付書類は郵送もしくはご持参ください。書類がそ<br>してん うけつけ<br>ろった時点で受付とします。 | りょうもうにみ しきゅうにんていしんせい 支給認定申請 製作 場 の |  |

※申込書類等に不備がある場合は申込み完了とはなりませんので、余裕をもってお申込みいただきますようお 顔いいたします。

#### ず い じせんこう

#### 2) 随時選考

いっせいうけつけしゅうりょうご しんきもうしこみ かた きぼうしせつ ついか へんこう おこな にゅうしょぼりゅう かた たいしょう がつ にゅうしょ 一斉受付終了後、新規申込の方や希望施設の追加・変更を行う入所保留の方を対象に、4月から入所しかた に - ず こた ほりゅうじどう げんしょう ほいくしせつ あ ばあい ずいじせんこう たい方のニーズに応えるとともに、保留児童を減少させるため、保育施設に空きがある場合のみ随時選考をおこな ばあい せんちゃくじゅん おこな ばあい せんちゃくじゅん 行います。この場合のみ先着順となります。

| <sup>うけつけきかん</sup><br><b>受付期間</b> | # 10 p p p p p p p p p p p p p p p p p p |
|-----------------------------------|--|
| ラけつけじかん 受付時間                      | 午前8時45分~午後5時15分(土・日・祝日を除く)               |
| ラけつけばしょ 受付場所                      | こども政策課窓口のみ                               |

## (4)育児休業明けでの入所希望について

- いくじきゅうぎょう あった れいわ れんととちゅう にゅうしょ を 表望 される 方は、  $\frac{1}{2}$  です。
- ・復職にあたり、保育標準時間に変更される場合は、手続きが必要です。
- ふくしょくご ただ ふくしょくしょうめいしょ せいさくか ていしゅつ ふくしょく ちえん ばあい ふくしょく かくにん
  ・<u>復職後、直ちに「復職証明書」をこども政策課までご提出ください。復職が遅延する場合や復職の確認が</u>
  ばあい ないてい とりけし たいしょ ちゅうい
  できない場合は、内定の取消・退所となりますので、ご注意ください。

#### いくじきゅうぎょう えんちょう かのう ばあい とりあつか ①<u>育児休業の延長が可能な場合の取扱いについて</u>

「いくじきゅうぎょう えんちょう いくじきゅうぎょうきゅうふきん じゅきゅう さい たんじょう びじてん ほいくしせつ にゅうしょ 育児 休業を延長し、育児 休業 給付金を受給するためには、1歳の誕生日時点で保育施設に入所でき しょうめい しょるい ていしゅつ ひつよう いくじきゅうぎょうしゅとくちゅう ほごしゃ なか えんちょう かのうなかったことを証明する書類の提出が必要です。育児休業取得中の保護者の中には、延長が可能なため ねんどとちゅう にゅうしょ きぼう かた 年度途中の入所を希望しない方もいらっしゃいます。

いくじきゅうぎょう えんちょう かのう ほか もうしこみしゃ あと じゅんいづ りょうちょうせい きぼう かた このため、育児 休 業 の延 長 が可能で、他の申込者よりも後の順位付けでの利用 調 整を希望される方は、しゅうろうじょうきょう せたいじょうきょう かか しょう てん ほか しんせいしゃ あと じゅんいづ にゅうしょせんこう おこな 就 労 状 況 や世帯 状 況 に関わらず指数を1点とし、他の申請者よりも後の順位付けで入 所 選考を 行 います。

いちじる にゅうしょ こんなん ないよう りかい ただし、著 しく入所が困難になるため、内容をよくご理解いただいたうえで、「育児 休 業 の延 長が可能 ばぁい とりぁつか かん せいゃくしょ にゅうしょもうしこみ じ ていしゅつ な場合の取扱いに関する誓約書」を入所申込時に提出ください。

たいきしょうめいしょ ひつよう ばぁぃ゙ べっとしんせい でんししんせいふぉ‐む しんせい また、待機証明書が必要な場合は、別途申請してください。電子申請フォームから申請いただけます。

たいましょうめいしょでんししんせいふぉ‐ぉ



## いくじきゅうぎょう ぁ ほいく ②育児休業明けのならし保育について

育児祝業を欺得している人は、<u>汽幣白(各角1日)から整角1日までの復職白まで</u>の期間で『ならし保育』をご利用いただくことができます。実際の利用にあたっては汽が決定した保育施設等とご相談ください。

なお、保育料は入所白より納入義務が発生します。

ご希望の場合は、あらかじめこども政策課へお知らせください。ただし、発度をまたいでのならし保育(4月1 目の復職など)は実施できないほか、行事等と董なる場合はご希望に添えない場合がありますので、ご了家ください。 ※『ならし保育』とは育児祝業期間終了時に、新規に保育施設等に気がする児童について、集団保育への適応等を首節として、通常の保育の実施よりも時間を短縮して行う保育のことです。

れいがったち ふくしょくび ばあい がったち たゅうしょきぼう かのう(例)6月1日が復職日の場合、5月1日から入所希望が可能

## (5) 求職活動中の方について

まゆうしょくかつどうちゅう かた にゅうしょび にちいない きんむかいし ひつよう しゅうろうしょうめいしょ ていしゅつ 求 職 活動中の方は、<u>入所日から 90日以内に勤務開始が必要</u>です。「就 労 証 明書」を提 出してください。90日以内に就 労 できない場合や就 労の確認ができない場合は、内定の取消・退所となりますので、ご ちゅうい 注意ください。

## (6)保育士等の優先入所について

ほいくしかくほ きっきん かだい げんじょう ふ しない はたら ほいくし ふ かくだい ほいくじゅよう 保育士確保が喫緊の課題になっている現状を踏まえ、市内で働く保育士を増やし、拡大する保育需要 たいおう しないほいくしせっ しゅうろう ないてい ほいくしとう こ にゅうしょせんこう に対応するため、市内保育施設で就労(内定)している保育士等の子どもについて入所選考においてゆうせん しがいざいじゅう ほいくしとう たいしょう しがいざいじゅう ほいくしとう たいしょう 優先しています。市外在住の保育士等についても対象とします。

## ねんどとちゅう にゅうしょ きぼう ばぁぃ(7)年度途中の入所を希望する場合

| (1) 1000                   | (川と中主 9 0 3 日  |
|----------------------------|--|
|                            | にゅうしょきぼうつき ぜんぜんげつ にち にゅうしょきぼうつき ぜんげつ にち とょうび にちょうび しゅくじつ ばあいぜん 入所希望月の前々月の1日から入所希望月の前月9日(土曜日・日曜日・祝日の場合前 |
|                            | 開庁日)   |
| <sup>うけっけきかん</sup><br>受付期間 | れいれいわ ねん がつ にちにゅうしょきぼう ばあい うけつけきかん れいわ ねん がつ にち がつ にち (例)令和8年7月1日入所希望の場合 受付期間:令和8年5月1日~6月9日            |
| 受付期間                       | ※提出が遅れた場合、次の月の選考となりますので、ご注意ください。   |
|                            | *************************************  |
|                            | 月の1日以前から随時 申 込が可能です。   |
|                            | 【内定】   |
|                            | <u>内定した場合のみ、こども政策課から電話</u> でお知らせします。選考月の20日頃に通知を   |
|                            | m送します。   |
| けっかよてい                     | [保留]   |
| 結果予定                       | 大所が保留になった場合は、お知らせはありません。 <u>初回の保留の場合のみ、選考月の</u>  |
|                            | <u>20日頃に保留通知を郵送します。</u>  |
|                            | 翌月以降の審査も引き続き行います(お取下げされない限り、来年度の入所選考にも引  |
|                            | き継がれます)。申込を取下げる場合は、すみやかにご連絡ください。   |

| もうしこみほうほう 申込方法    | もうしこみさき<br>申込先  | 時間等                                |  |
|-------------------|---|------------------------------------|--|
| まどぐち<br><b>窓口</b> | まいさくか ひがしべっかい かい およった わらししょ<br>こども政策課(東別館2階)及び田原支所  | 開庁時間(土・日・祝日を除く)                    |  |
| 野送                | 〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号<br>四條畷市こども政策課  | しゅきりびひっちゃく<br>締切日必着                |  |
| でかししかせい<br>電子申請   | こそだ わんすとっぷさー ぴす<br>子育てワンストップサービスにおける電子申請。<br>でんぷしょるい ゆうそう じさん<br>添付書類は郵送もしくはご持参ください。書類がそ<br>りてん うけつけ<br>ろった時点で受付とします。 | りょうもうにす ときゅうにんていんせい 支給認定申請<br>野猫 智 |  |

※汽流選考は毎月行うており、在所児童の退所等により空きが発生する場合など、年度途中でも汽所できる場合もあります。しかしながら、基本的に 4月汽流の選考で各施設受け入れ可能な人数まで汽流者を決定し

ており、革養途弾は空きがない状況が続くことがありますのでごう様ください。

※申込書類等に不備がある場合は申込み完了とはなりませんので、余裕をもってお申込みいただきますようお 顧いいたします。

## はいくしせつとう もうしこみ ひつよう 4.保育施設等の申込に必要なもの

ょうし せいさくか たわらししょ しほー む ペー じ だう ん ろ ー ど ★用紙はこども政策課、田原支所にあります。市ホームページからもダウンロードできます。

| 1 | The control of th |
|---|--|
| 2 | 口子どものための教育・保育給付支給認定申請書   |
| 3 | 口子どもの健康・発達状況確認票( <u>児童ひとりにつき 1枚</u> )  |
| 4 | □マイナンバー確認書類(個人番号カードの場合は②は不要です。) □マイナンバー確認書類(個人番号カードの場合は②は不要です。) □はんばんごうかくにんしょるい せたいぜんいん こじんばんごうか - と こじんばんごう かっと こしんばんごう かっと こうからしょう うつ (個人番号確認書類(世帯全員の個人番号カード・個人番号の記載がある住民票の写しのいずれか) □ はんにかくにんしょるい もうにさんしょるい でんまた けんこう ②本人確認書類(申込書提出者本人の運転免許証・個人番号カード等顔写真付本人確認書類1点又は、健康 □ はけんしょう こうきょうりょうきん りょうしゅうしょうとうかましゃしん ほんにんかくにんしょるい でん 保険証・公共料金の領収証等顔写真のない本人確認書類2点)  |
| 5 | 保育を必要とする事由等に応じた書類※複数の事由に該当する人はそれぞれの書類必要  |

ほいく ひつよう じゅうとう おう しょるいいちらん ふくすう じゅう がいとう ひと しょるいひつよう <保育を必要とする事由等に応じた書類一覧>※複数の事由に該当する人はそれぞれの書類必要

| 事由  | 提出が必要な人   | 提出書類   |
|---|---|--|
|   | 雇用主がある会社員・公務員・ポート・<br>売るばいた、ははないでは<br>アルバイト・派遣社員として就労(内定)<br>している人  | □就労証明書   |
| 就労  | 自営業の芳、自営協力者の芳、内職の芳<br>※「自営業」は、保護者自らが事業を営む場合とし、「自営協力者」は、2親等以内の<br>規族が運営する事業所に勤める者としま<br>す。法人化されている事業所の場合は、<br>就労証明書以外の根拠資料は不要です。 | □就労従門書 □就労状況を客観的に確認できる資料等(開業届、営業許可証、最新の確定 時告書写し、事務所や店舗の パンプレット・チラシ等、熱き明細や タイムカードの写し、業務委託契約書の 写し等)のうち1点 |
| 育児休業中<br>(継続利用または<br>いくしまかきます。<br>育児休業明け<br>での入所) | 育児休業取得中の人   | 口就分証明書   |
| まゆうしょくかつどう 求職活動                                   | まゆうしょくかつどうちゅう<br>求職活動中の人  | □求職活動状況等申告書  |

| 事由               | 提出が必要な人  | 提出書類  |
|------------------|--|---|
| 妊娠・出産            | 妊娠している人  | 口母子手帳の写し<br>(表紙・出生予定日記入欄)                             |
|                  | 産精産後休暇戦得予定の人   | 口就労証明書  |
|                  | 病気等で保育ができない人   | 口疾病・障がい状況伸告書  |
| 疾病・障がい           | 障がいのある人  | □障がい著手帳等の写し<br>□疾病・障がい状況単音書                           |
| 心身に障がいの<br>ある乳幼児 | 入所希望児に障がいがある、医師の継続した受診や経過観察を受けている、その他<br>特別の配慮が必要な場合 | 直接お問合せください。   |
| かいごかんご介護・看護      | 筒差対は長期気に等している親族の介護・<br>看護をしている人                      | 口介護・看護状況肯告書<br>口疾病・障がい状況肯告書(介護・看護<br>を受ける人の分)         |
| 就学               | 学生の人   | 口就学等(予定)証明書   |
| 虐待·DV            | ただい。<br>を受けている文は受けるおそれがある人                           | 口保育の必要性があると関係機関が認める<br>る書類(事由に該当することが分かる<br>関係機関の証削等) |
| その他<br>: (災害復旧等) | その他保育ができない事情がある人                                     | 直接お問合せください。   |

| たいしょうしゃ<br>対象者             | <sub>ひつようしょるい</sub><br>必要書類 |
|----------------------------|-----------------------------|
| ひとり親の家庭                    | 口(爻親・母親)不在の申立書              |
| TALE 19 3 # A TO E 転入前の人   | □ 土地売買りがない。 は 独独 かんまき の 写 し |
|                            | 申立書                         |
| 育児休業の延長が可能で他の申込者よりも後の      | 口育児休業の延長が可能な場合の取扱いに関す       |
| 順位付けでの利用調整を希望される人          | a<br><b>a</b><br>誓約書        |
| 市内保育施設の保育士等(就発(内定)している     | 口保育士証等の写し                   |
|                            | 口保育士等優先入所に関する誓約書(月120時間     |
| 教諭、小学校教諭、養護教諭、予育て支援員       | 以上就労(内定)している場合)             |
| 「冷所希望児が認可外保育所・託児所を利用している人  | □認可外保育所の在園証明書               |
| ましたこく<br>未申告や四條畷市外から転入された人 | P13をご覧ください。                 |

## 5.入所の内定・取消等について

## (1)入所の内定について

ないてい ほいくしせつ きょうじゅんい と じたい ぱぁぃ にゅうしょび へんこう しょう ぱぁぃ にゅうしょもうしこみ とり 内定した保育施設(希望順位を問わず)を辞退する場合や、入所日に変更が生じた場合は、入所申込を取 でつよう ひつよう でっよう あら もうしこみ ひつよう 下げて、新たに申込をしていただく必要があります。

<sup>こ</sup> へんこう を超えての変更はできません)

※内定辞退は、電子申請フォームからも届出いただけます。

にゅうえんないていじたい しんせいとりさげでん ししんせいふ ぉー む 入園内定辞退・申請取下電子申請フォーム



## (2)内定の取消・退所について

っぎ 次のようなことがあれば、内定の取消・退所となることがありますので、ご注意ください。

- ①利用申込、面接調査時等に実際と違った記載、申立てをしたとき
- ②保育の実施に必要な事項について必要な申立てを行わなかった場合
- ③入所中、就労条件等に変更があり「基準」に当てはまらなくなったとき
- ④四條畷市から他市へ引越をしたとき
  - ※原則退所していただきます。ご事情により入所の継続を希望される場合は、あらかじめ、ご相談ください。
- ⑤転入予定で単込をされていた方が入所までに転入されなかったとき
- ⑥お子さまが疾病等により集団保育を受けられない状態である場合
- ⑦その他、市長が不適当と認めたとき

## 6. 利用にあたっての注意事項

## (1)各種届出について

っき ぱぁぃ せいさくか かなら とど で 次のような場合は、こども政策課に 必 ず届け出てください。

- ①入所児童が病気等で長期欠席されるとき
- ②住所が変わったとき(市内転居又は市外へ転出)
- ③家族の状況が変わったとき(出産・離婚・再婚・祖父母との同居・病気・死亡等)
- (4) 保護者が転職・退職・就職されたとき
- ⑤育児休業を取得・変更するとき
- ⑥市民税の税額が変わったとき
- ⑦保育を必要とする事由に変更が生じたとき

#### (2)転還について

ほいくしせっとうへんこうきぼうとどけ せいさくかまた たわらししょ ていしゅっ よくせんこうび せんこう 保育施設等変更希望 届 をこども政策課又は田原支所にご提 出ください。翌選考日より選考いたします。

てんえん ぱぁぃ れんらく てんえん き ぱぁぃ たいしょとどけ ていしゅっなお、転園ができる場合のみご連絡いたします。転園が決まった場合は、退所届を提出してください。 いくじきゅうぎょうしゅとくちゅう てんえん きぼう

- ※電子申請フォームから届出いただけます。
- ※単請時点でいずれかの教育・保育施設に在籍している場合に転薗を希望することができます。4月2所が 内定していても、3月に単請いただくことはできませんのでご注意ください。

ほいくしせつとうへんこうきぼうでんしいせいふぉ‐む保育施設等変更希望電子申請フォーム



#### (3)退所について

- たいしょ ばあい たいしょとどけ ほいくしせつとうまた せいさくか たわらししょ ていしゅつ ①退所する場合は、退所 届 を保育施設等又はこども政策課、田原支所へ提 出してください。
  - ょうし ほいくしせつとうまた せいさくか たわらししょ ※用紙は保育施設等又こども政策課、田原支所にあります。
  - でんししんせいふぉ‐ぉ ※電子申請フォームから届出いただけます。

まいしょでんししんせいふ ぉー む 退所電子申請フォーム



つぎ ばぁぃ たいしょ ②次のような場合は退所となります。

| あア     | 児童が 1ヶ月間、1日も出席しない場合。ただし、児童の病気等の理由による   |
|--------|--|
| )      | 場合は、こども政策課までご相談ください。   |
| r<br>T | ほうしゃ たいしょくとう ほいくしせっとう にゅうしょようけん<br>保護者の退職等により、保育施設等の入所要件がなくなったとき                                   |
|        | 市外に転出したとき  |
| う<br>ウ | (はまります) でんしゅう また けいぞく まな ほいくしせっとう つうしょ きぼう はまい 他の市町村へ転出した後に継続して同じ保育施設等に通所を希望する場合でも                 |
| ワ      | 遠所届の提出が必要です。また、この場合、速やかに転出先の市町村で引き続き<br>「ないないでは、この場合、できた。」 これ これ こうこう こうごう こうごう こうごう こうごう こうごう こうご |
|        | しじょうなわてし ほいく し せっとう にゅうしょ きょう<br>四條畷市の保育施設等に入所を希望するための手続きをしてください。                                  |
| ž<br>T | 保育施設等を転園するとき   |

## 7. 保育料・給食費について

## 第2子以降の保育料完全無償化

世にようなわて し ふくすう こ そだ かてい おうえん だい し ねんれい しょとく かんけい せいけい 四條畷市は複数のお子さんを育てる家庭を応援するため、第1子の年齢や所得に関係なく、生計をいっ ねんちょうじゅん かうんと だい しいこう ほいくりょう かんぜんむしょうか しょくじ じっし 一にするきょうだいを 年 長 順 にカウントし、第2子以降の保育 料 の完全無償化を市独自で実施しています。

#### (1)保育料(利用者負担額)・給食費について

ほいくりょう りょうしゃふたんがく さいじ さいじ はいくりょう せたい しみんぜいがく ごうけいがく ほいくりょう 保育料(利用者負担額)は、0歳児から 2歳児までは、入所児童の世帯の市民税額の合計額によって、保育料ちょうしゅうきじゅんひょう もと けってい 後収基準表(P14)に基づき決定します。

四條畷市の保育料は、保護者の負担軽減のため、国の定める保育料を軽減して定めており、軽減分は市が 動たが 負担しているほか、第2子以降については、市独自で保育料を無償としています。保育料については、施設の はがしたが はいるりょう まじょう はいるりょう まじょう はいるりょう まじょう を担じているほか、第2子以降については、市独自で保育料を無償としています。保育料については、施設の はがぜん うんえい 健全な運営のために、期限内の納付をお願いいたします。

なお、3歳児から 5歳児までと、0歳児から 2歳児までの住民税非課税世帯は、幼児教育・保育無償化制度 ほいくりょう むしょう により保育料が無償です。

しょくざいりょうひ きゅうしょくひ ぎょうじひとう ほごしゃふたん 食材料費(給食費)や行事費等は保護者負担になります。(0~2歳児は給食費はありません。)

なお、年収360万円未満相当世帯及び就学前の子どもからかぞえて第3子以降の場合、副食費(おかず・おとう) めんじょ やつ等)が免除されます。

#### (2)保育料(利用者負担額)・給食費の算定について

保育料及び副食費の負担区分決定は、毎年4月と9月が切替え時期となります。4月から8月までは前年度の しゅんぜいがく がっ よく がっ とうがいねんど しゅんぜいがく もと さんてい 市民税額、9月から翌3月までは当該年度の市民税額に基づき算定します。

| 4月~8月  | 9月~翌3月   |
|--|--|
| 世 かねんど せたい しゅんぜいしょとくわりがく ごうけいがく 前年度の世帯の市民税所得割額の合計額 | とうがいねんと せたい しゃんぜいしょとくわりがく ごうけいがく 当該年度の世帯の市民税所得割額の合計額 |

- ●保育料及び副食費の負担区分決定のため、世帯の市民税の課税台帳を閲覧します。
- ●原則として、四條畷市民は税関係書類の提出は不要ですが、所得の申告がお済みでない方は申告が必要と なります。また、四條畷市外から転入された方は課税状況の確認ができないため、マイナンバーによる情報 連携を行います。
- ●<u>算定に必要な書類を提出されない場合は、一旦、最高額で決定しますので、ご了承ください。所得の修正</u>

  「は、」といますが、「かったい」
  「おきい」
  「またい」
  「おきい」
  「おきい」
  「おきい」
  「おきい」
  「またい」
  「またい」
  「おきい」
  「おきい」
  「おきい」
  「おきい」
- か き がいとう ねんしゅう まんえん まんそうとう せたい ※下記に該当する年収360万円未満相当の世帯につきましては、負担軽減措置を適用しています。
  - で、で、で、これでは、こども政策課までお問合わせください。
- (1) 「母子家庭等」…母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯
- (2)「在宅障がい児(者)のいる世帯」…次に掲げる児童(者)がいる世帯をいう。
  - 1 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
  - 2 療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
  - 3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた 者
  - 4 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童又は国民年金法 (昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3)「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

※配当控除額、住宅借入金等特別税額控除額、寄附金税額控除額、外国人税額控除等、配当額・株式等譲渡所得控除額に ほいくりょう けってい しょとくわりがく さんてい こうじょ ついては、保育料を決定する所得割額の算定では控除しないこととなっています。

## (3)未申告の方や四條畷市外から転入された方について

#### ①未申告の方

あしんこく しゅんぜいがく みかくてい かた にゅうしょまえ しんこく けんこく しじょうなわて しゃくしょほんかん かい 未申告により、市民税額が未確定の方は入所前までに申告してください(四條畷市役所本館1階 ぜいむか しんこく せいさくか しんこく ひか ていしゅつ れ 務課)。※申告された際は、こども政策課に申告の控えをご提出ください。

## ②四條畷市外から転入された方

|                                      | りょうねんげつ<br>利用年月                              | 情報連携先          |
|--------------------------------------|--|----------------|
| ************************************ | <sup>れいわれんがっ</sup> がつりょうぶん<br>令和8年4月~8月利用分   | や和7年1月1日時点の住所地 |
| 令和8幹1別1日以降に転入された芳                    | <sup>れぃゎ</sup> ねん がっ がっりょうぶん<br>令和8年9月~3月利用分 | 令和8年1月1日時点の住所地 |

- ※前住所地で未申告だった場合は情報連携での取得ができないため、申告後に課税証明書をご提出いた だく場合があります。
- はいぐうしゃこうじょとうじょうほうれんけい しゅとく がぜいしょうめいしょとう ていしゅつ ねが ばあい ※配偶者控除等情報連携で取得できないものについては、課税証明書等の提出をお願いする場合があり ます。

#### (4)在宅障がい児(者)がいる世帯について

次に掲げる児童(者)がいる世帯は、手帳文は証書の写しを提出してください。

- 1 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- 9ょういくてきょうせい とょうこう しょうわ ねんこうせいしょうはつじだい こう せだ りょういくてきょう こうふ う もの 2 療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者 ねんほうりつだい
- 3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の 交付を受けた者
- 4 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童又は こくみんねんきんほう しょうわ ねんほうりったい こう 女だ こくみんねんきん しょうがいき そ ねんきんとう じゅきゅうしゃ 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

#### (5)保育料(利用者負担額)の減免について

つぎ りゅう ほいくりょう げんめん しんせい ばぁぃ ほいくしせつとう ほいくりょうげんめんしんせいしょ ていしゅつ 次の理由により保育料の減免を申請しようとする場合は、保育施設等に『保育料減免申請書』を提出してく ださい(保育施設等からこども政策課に提出してもらいます)。

「デムめんりゅう ぱぁぃ せいさくか ちょくせつ しんせいなお、(4)の減免理由の場合のみ、こども政策課へ直接、申請してください。

- (1)保護者や乳幼児の病気により、欠席が引き続き 15日以上にわたったとき
- (2)保護者や乳幼児の病気により、出席の日数がその月の保育を実施する日数の 2分 の 1未満であったとき
- (3)保護者や乳幼児の病気により、1月のうち1日も出席しなかったとき
- (4)生活困窮世帯(当該革中の世帯の合計所得金額の見込み額が本人の意思によらず前年中の世帯の 合計所得の概ね 2分の 1以下に減少する者)の乳幼児であるとき
  - ※減免の申請理由によっては、診断書等の添付書類が必要です。
  - ※育児休業給付金等の支給を受けている場合は、その額を所得とみなします。

(円)

| 各月初日の在籍児童の属する世帯の階 |   | 保育料(月額)  |               |         |         |         |       |  |
|-------------------|---|--|---------------|---------|---------|---------|-------|--|
| 層区                | 層区分   |  | 3 号認定(3 歳児未満) |         |         |         |       |  |
| 階                 |   |  | 第1子           |         |         |         |       |  |
| 層区                |   | 定義   | 一般            | 世帯      | ひとり親    | 見世帯等    | 第2子以降 |  |
| 分                 |   |  | 標準時間          | 短時間     | 標準時間    | 短時間     |       |  |
| A                 | (単給世帯を<br>留邦人等の円<br>に永住帰国し<br>び特定配偶者  | よる被保護者世帯<br>含む。)及び中国残<br>滑な帰国の促進並び<br>た中国残留邦人等及<br>の自立の支援に関す<br>支援給付受給世帯 | 0             | 0       | 0       | 0       |       |  |
| B1                | る法律による支援給付受給世帯<br>A階層を除き、当該年度分(4月<br>から8月までの間においては、前<br>年度分)の市町村民税が非課税の<br>世帯 |  | 0             | 0       | 0       | 0       |       |  |
| B2                | A階層を除き、当該年度分(4月から8月までの間においては、前年度分)の市町村民税のうち均等割の額のみの世帯(所得割の額のない世帯)             |  | 6, 700        | 6, 700  | 0       | 0       |       |  |
| C1                | A階層を除<br>き、当該年  | 1 円以上<br>30,000 円未満  | 11, 200       | 11, 100 | 5, 200  | 5, 150  |       |  |
| C2                | 度分(4月から8月ま  | 30,000 円以上<br>48,600 円未満   | 13, 900       | 13, 700 | 6, 550  | 6, 450  | 0     |  |
| С3                | での間においては、前  | 48,600 円以上<br>57,700 円未満   | 15, 000       | 14, 700 | 7, 100  | 6, 950  |       |  |
| C4                | 年度分)の<br>市町村民税  | 57,700 円以上<br>67,000 円未満   | 16,000        | 15, 700 | 7,600   | 7, 450  |       |  |
| C5                | 所得割の額<br>の区分が次  | 67,000 円以上<br>77,101 円未満   | 20, 400       | 20,000  | 9,000   | 9, 000  |       |  |
| С6                | の区分に該<br>当する世帯  | 77, 101 円以上<br>85, 000 円未満   | 22, 600       | 22, 200 | 22, 600 | 22, 200 |       |  |
| C7                |   | 85,000 円以上<br>103,000 円未満  | 25, 500       | 25, 100 | 25, 500 | 25, 100 |       |  |
| C8                |   | 103,000 円以上<br>121,000 円未満   | 34, 100       | 33, 600 | 34, 100 | 33, 600 |       |  |
| С9                |   | 121,000 円以上<br>169,000 円未満   | 40,000        | 39, 400 | 40,000  | 39, 400 |       |  |
| C10               |   | 169,000 円以上<br>180,000 円未満   | 48, 300       | 47, 500 | 48, 300 | 47, 500 |       |  |
| C11               |   | 180,000 円 以上<br>328,000 円未満  | 51, 800       | 51,000  | 51,800  | 51,000  |       |  |
| C12               |   | 328,000 円以上  | 59, 000       | 58, 100 | 59, 000 | 58, 100 |       |  |

## 8.幼児教育・保育の無償化について

にんてい えん ごうにんてい とう りょうしゃ あず ほいく りょう きぼう ひと にんかがいほいくしせつ いちじあず 認定こども園 (1号認定) 等の利用者で、預かり保育の利用を希望する人や、認可外保育施設や一時預 じぎょう りょう ひと むしょうかきゅうふ う しん ごう しん ごうにんてい こそだ かり事業などを利用している人は、無償化給付を受けるためには、新2号・新3号認定(子育てのための しせつとうりょうきゅうふにんてい あら う ひつよう たんてい う ばあい しんせい ひつよう 施設等利用給付認定)を新たに受ける必要があります。認定を受けていない場合は申請が必要です。

くわ しょー to ベー to ようじきょういく ほいく to to まうか ベー to らん 詳しくは、市ホームページの「幼児教育・保育の無償化について」のページをご覧ください。



#### 【認定の種類及び区分】

|      | 教育・保育給付                               | 施設等利用給付 |  |  |
|------|---------------------------------------|---------|--|--|
| 1号認定 | ************************************* | 新1号認定   | 満3歳以上の就学前子ども(新2号・新3号以外)  |  |
| 2号認定 | 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども             | 新2号認定   | 満3歳になって最初の3月31日を経過した<br>ほいく ひつようせい にんてい う<br>保育の必要性の認定を受けた就学前子ども |  |
| 3号認定 | 満3歳未満の保育の必要性の認定<br>を受けた就学前子ども         | 新3号認定   | 満3歳になって最初の3月31日までの間に<br>ある保育の必要性の認定を受けた就学前<br>子ども(市民税非課税世帯に限る)   |  |

## 9.企業主導型保育事業

きぎょうしゅどうがたほいくじぎょう かいしゃ ほいくえん じゅうぎょういん こ りょう じゅうぎょういんわく じゅう 企業主導型保育事業は、会社がつくる保育園で、従業員の子どもが利用する「従業員枠」と従ぎょういんいがい ちいき こ りょう ちいきわく おおさかふ しょかん りょう しんせい ほいくりょう 業員以外の地域の子どもが利用する「地域枠」があり、大阪府の所管となります。利用の申請や保育料とう ちょくせつかくしせつ とい まちとついては、直接各施設にお問合わせください。

| 施設区分        | 施設名       | 所在地        | <sub>でん り</sub><br>電話 |
|-------------|-----------|------------|-----------------------|
|             | 棚の木保育園    | 清滝中町19番9号  | 072-877-2654          |
| 企<br>業<br>注 | 迦の森こども保育園 | 清滝中町30番7号  | 072-879-3680          |
| 企業主導型       | かがやき保育園   | 楠公一丁目14番8号 | 072-877-5000          |
|             | 第二かがやき保育園 | 楠公一丁自15番5号 | 072-878-5151          |

※地域枠を利用する場合は、分析決定後、市に支給認定申請書と保育の必要性がわかる書類 (P8~9)を提出してください。

## 10.特定教育・保育施設等の連絡先

| しせっ<br>施設<br><ぶん<br>区分 | こう し<br>公・私<br><sup>くぶん</sup><br>区分 | belown<br><b>施設名</b>  | <sub>しょざいち</sub><br>所在地               | でんわ<br>電話                | ほー むペー じ<br>ホームページ<br>で - ど<br>QRコード |  |
|------------------------|-------------------------------------|---|---------------------------------------|--------------------------|--------------------------------------|--|
|                        | ごうりつ<br>公立                          | こども園  | おかやまさんちょうめ ぼん ごう 岡山三丁目2番11号           | 072-877-7583             |                                      |  |
|                        |                                     | UCL PART<br>四條畷すみれ<br>BL V < R A<br>保育園   | またでちょう ばん ごう<br>北出町11番7号              | 072-878-5961             |                                      |  |
|                        |                                     | RACTIN     | abaetahres ばんち<br>大字岡山125番地の 1        | 072-877-0123             |                                      |  |
| 認に                     |                                     | こども園  | おかやまひがし に ちょうめ ばん ごう<br>岡山 東 二丁目3番28号 | 072-862-1515             |                                      |  |
| 認定こども                  |                                     | たわらだい<br>田原台ひまわり<br>こども園  | たわらだいななちょうめ ほん ごう 田原台七丁目1番7号          | 0743-78-0133             |                                      |  |
| も<br>園 えん              | 私立                                  | こんてい<br>認定こども園<br>なわて<br>瞬 すずらん保育園  | こめざきちょう ばん ごう<br>米崎町7番26号             | 072-863-1111             |                                      |  |
|                        |                                     | なわてすみれ園   | がりやきたまち ばん ごう<br>雁屋北町6番18号            | 072-380-0748             |                                      |  |
|                        |                                     | spanite Carting かれました。<br>幼稚園型認定こども園<br>spanite Spanite | なかのほんまち ばん ごう<br>中野本町7番1号             | 072-877-0339             |                                      |  |
|                        |                                     | (仮称)<br>効保運携型認定こども薗<br>量子幼稚園  | じょみやほんまち ばん ごう<br>部屋本町11番5号           | 072-876-1826             | HP作成中<br>※R7.9消時点                    |  |
| 保り                     | ごうりつ 公立                             | おかべほいくしょ 岡部保育所  | すないっちょうめ ばん ごう砂一丁目8番13号               | 072-878-4400             |                                      |  |
| <b>徐育所(園</b> )         | しりっ<br>私立                           | ないて s さ ひ が おか<br>畷 アサヒケ丘<br><sup>ほいくえん</sup><br>保育園  | みなみのろくちょうめ ばん ごう<br>南野六丁目9番70号        | 072-879-2003             |                                      |  |
| D **                   | 1437                                | <sup>なわて</sup><br>畷 たんぽぽ保育園   | sabaceesche<br>大字清瀧445番地の 9           | 072-863-3368             |                                      |  |
| 小はま                    |                                     | おひさまの森保育園   | きょたきなかまち ばん ごう<br>清滝中町12番27号          | 072-812-7867             |                                      |  |
| 小規模保育施品                | しりつ<br><b>私立</b>                    | 0.0.0   | かりゃくびー<br>カリヤベビー<br>せんたー<br>センター      | かりやきたまち ばん ごう 雁屋北町17番33号 | 072-878-2178                         |  |
| 施設                     |                                     | 「〇」(まんまる)<br>なわてようちえんない<br>(畷 幼稚園内)   | なかのほんまち ばん ごう<br>中野本町7番1号             | 072-877-0331             | 89.58<br>84.5                        |  |

※QR ニードを読み取りにくい場合は、常嚢なニードを隠して読み取ってください。



# 11. 特定教育・保育施設等の実施状況等(令和8年度予定)

令和7年9月現在の情報のため、内容が変更となることがあります。

※各園の状況により人数を制限する場合があります。

| 池號□        | 対象児童                               | しせつめい                    | <u> </u>   | رات./س               | かいしょじかん【開所時間】                                | 株が日                   | 駐車場(台)  | 草い少く          | きゅうしょくひ                                       |
|------------|------------------------------------|--------------------------|--|----------------------|--|-----------------------|---|---------------|---|
| 施しせっくぶん    |                                    | 施設名                      | 定貨   | (人)                  | 教···教育標準時間標···保育標準時間短···保育短時間                | ※1 号は<br>別途長期<br>休業あり | 场(台)  | 制服            | おむつ   |
| 3          | 号:<br>3 歳児<br>~<br>就学前             | しりっしのぶがおか<br>市立忍ケ丘       | 198  | 1号: 100              | 【7:30~19:00】<br>教 9:00~14:00<br>標 7:30~18:30 | 12/29<br>~1/3         | 5   | _             | 1号 250円/日、2号 270円<br>/日(おやつ代含)                |
| 2.         | ルチョ<br>2 <b>.3 号</b> :<br>2 ヶ月     | あおぞら                     |  | 2.3号:98              | 短 9:00~17:00                                 | 1/3                   |   |               | 保護者持参・施設で処分                                   |
|            | ~<br>就学前                           | こども園                     |  |                      | ってみたい!」という気<br>おやつは市の栄養士が                    |                       |   |               | こ育児担当保育・プロジェクト<br>1ています。                      |
|            | 号:                                 |                          |  | 1号:6                 | [7:00~19:00]                                 |                       |   |               | 1号310円/日、2号360円                               |
| 3          | 清3歳<br>3歳児<br><b>2.3号</b> :        | しじょうなわて<br>四條畷<br>すみれ    | 64   | 2.3号:58              | 教 9:00~14:00<br>標 7:00~18:00<br>短 9:00~17:00 | 12/29<br>~1/3         | 4   | 体操服のみ         | /日 (おやつ代含)<br>お尻ナップ、食事エプロン、<br>口ふき含むサブスク・施設で  |
|            | 2 ヶ月<br>~                          | ほいくえん<br><b>保育園</b>      | 0 歳~3 歳児の  | の認定こども園。             | <br>  4 歳児から系列のなわ                            | <br>てすみれ園             | 』に進級  | <br>:します。》    | 処分<br>家庭的な雰囲気を大切にしなが                          |
| 3          | 3 歳児                               |                          |  | 心身の能力を伸に<br>取り入れています |  | 食は、和食                 | をメイ   | ンに、納豆         | 豆、梅干し、煮干し等の噛み噛                                |
|            |                                    |                          |  | 1号:15                | [7:00~19:30]                                 |                       |   |               | 270円/日(おやつ代含)                                 |
|            |                                    | <sup>しのぶがおか</sup><br>忍ケ丘 | 120  | 2.3号:                | 教 9:00~15:30<br>標 7:00~18:00                 | 12/30<br>~1/3         | $\begin{array}{c c} 12/30 \\ \sim 1/3 \end{array}$ 12 | 0             | , ,   |
|            |                                    | あいいくえん 愛育園               |  | 105                  | 短 9:00~17:00                                 |                       |   |               | 紙おむつ定額制・施設で原則<br>処分                           |
|            |                                    |                          |  |                      | もえ、子どもの可能性を<br>感じ、人も大切にできる                   |                       |   | す。            |   |
| 雲刃に        | -                                  | しのぶがおか                   | 99   | 1号:9                 | [7:00~19:00]                                 |                       |   | O<br>靴は自<br>由 | 1号5,000円/月、2号6,000<br>円/月、土曜日は別途300円          |
| 認定こども<br>園 | <b>号</b> :<br>満3歳                  | 忍ヶ丘                      |  | 2.3号:90              | 教 9:00~13:00<br>標 7:00~18:00<br>短 9:00~17:00 | 12/29<br>~1/3         |   |               | /日(おやつ代含)<br>サブスク・施設で処分                       |
| も見る        | ~                                  |                          |  |                      |  |                       |   |               |   |
|            |                                    |                          | を通じて主され  | 1号:15                | [7:00~19:00]                                 |                       |   |               | 1号5,510円/月(長期休暇は                              |
|            | 2.3号:<br>2ヶ月<br>~                  | たわらだい<br>田 <b>原台</b>     | 145  | 2.3号:                | 教 8:30~13:30<br>標 7:00~18:00                 | 12/29<br>~1/3         | 5   | 0             | 別途必要)、2号 5,800円/月<br>土曜日は別途 290円/日<br>(おやつ代含) |
| 京          | 就学前                                | ひまわり                     |  | 130                  | 短 8:30~16:30                                 | ,                     |   |               | おむつ、エプロン、口拭きサ<br>ブスク予定・施設で処分                  |
|            |                                    | こども園                     | 人と人とのつカ  | ながりを大切に、             | 長所も短所も認め合い                                   | 、笑顔の糾                 |   | <br>保育を目指     |   |
|            | <br>※各園の<br>状況によ                   |                          |  | 1号:10                | 【7:30~19:30】<br>※土曜日 19:00                   | 12/29                 |   |               | 1号5,400円/月、2号6,600<br>円/月、土曜日は別途330円          |
| 制          | )人数を                               | <sup>なわて</sup><br>畷 すずらん | 150  | 2.3号:140             | 教 9:00~14:00<br>標 7:30~18:30                 | ~1/3                  | 11  | _             | /日(おやつ代含)                                     |
|            | <ul><li>場合があ</li><li>ます。</li></ul> | ほいくえん<br><b>保育園</b>      | フレナナ   | <br>  + + + - > + 2  | 短 9:00~17:00                                 | じた国エフ                 | · · ·   | のフドナリ         | 保護者持参・施設で処分                                   |
|            |                                    |                          | 子どもも、大人も、共にそだちあう「笑顔あふれるこども園」です。園の子ども農園は、子どもの楽園、野菜<br>虫の宝庫です。自然に触れながら、五感を使って体験し、学びにつなげます。 |                      |  |                       |   |               |   |
|            |                                    |                          |  | 1号:15                | [7:30~19:30]                                 |                       |   |               | 1号310円/日<br>2号360円/日                          |
|            |                                    | なわて                      | なわて 165  | 2.3号:50              | 教 9:00~14:00<br>標 7:30~18:30                 | 12/29<br>~1/3         | 12  | _             | ※新年度から変更になる可<br>能性があります。                      |
|            |                                    | すみれ園                     |  |                      | 短 9:00~17:00                                 |                       |   |               | サブスク・施設で処分                                    |
|            |                                    |                          | できる限り恵ま  | ,                    | 人・もの・空間・体験)の                                 | の中で、ノ                 | ビノビ   | と自主性・         | 自立性を伸ばす保育を                                    |

| 一分点   | おむつ<br>1号324円/日<br>2号364円/日(おやつ代含)     |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|--|
| 満 3 歳 にんてい 240 教 9:00~14:00 2.1/4   | ,                                      |  |  |  |  |  |
| ~   | ) 2 4 304 1 J/ L (8) 12 J/ LEJ         |  |  |  |  |  |
| 就学前   こども園  | の多様な経験をもとに、未来を生き                       |  |  |  |  |  |
| 上<br>1号: 15 【7:00~19:00】 <sup>帽子</sup>  | アのみ 1号 260円/日<br>9 年 2号 310円/日(おやつ代含)  |  |  |  |  |  |
| 短 9:00~17:00  | リカラステ サブスク・施設で処分                       |  |  |  |  |  |
| 2.3号: 認定こども園 (※令和8年7月の開園に向けて準備を進めておりますが、工事の進捗によった。) マンガー と  |  |  |  |  |  |  |
| [7:30~19:00]<br>担 7:30~18:30  | 270円/日(おやつ代含)                          |  |  |  |  |  |
| # 7:30~18:30  | 保護者持参・施設で処分                            |  |  |  |  |  |
| 一   | 行っています。給食、おやつは市の                       |  |  |  |  |  |
|   | 6,600 円/月、土曜日は別途<br>銀服の 300 円/日(おやつ代含) |  |  |  |  |  |
| 保   一   | み 保護者持参・持ち帰り<br>サブスク・施設で処分             |  |  |  |  |  |
| Phr   |  |  |  |  |  |  |
| 場合があります。 なみて 70 【7:00~19:00】  | 5,700 円/月、土曜日は別途<br>285 円/日(おやつ代含)     |  |  |  |  |  |
| 瞬 たんぽぽ     短 9:00~17:00     ~1/3       保育園     「食べることは生きる力」と考えて、安心で安全な食材を吟味して給食を提   | 保護者持参・施設で処分<br>供・クッキング保育実施・個々に応        |  |  |  |  |  |
| じたアレルギー食にも対応しています!多様な人間関係を築くために異年齢<br>子どもの意見表明を大切に「子どもと保護者と共に創る保育」を実践してい  | 保育を実施しています。                            |  |  |  |  |  |
| [7:30~19:00]  | _                                      |  |  |  |  |  |
| おひさまの<br>ちひさまの<br>ななになる<br>森保育園 マスキロボナー サイフ エマに ス ドナナーの ト 1/4 の カブ くり ***   | 保護者持参またはサブス<br>ク・施設で処分                 |  |  |  |  |  |
| 発達段階を踏まえ、少人数制で丁寧に、子どもたちの心と体の力づくり、 <b>"</b> の芽生えを大切にしています。子どもたちの成長や可能性の広がりを見守り いきます。   |  |  |  |  |  |  |
| フェース 2 歳児 (7:30~18:30) (7:30~18:30) (12/29) (12/29)   | _                                      |  |  |  |  |  |
| 規 * 模 #   | 保護者持参またはサブスク・<br>施設で処分                 |  |  |  |  |  |
| 施します。<br>設っ 家庭的で温かみのある雰囲気を大切に、安心できる環境のもと、子ども一人な保育を心掛けています。保護者の皆様と一緒に子どもの成長を見守り、育  |  |  |  |  |  |  |
| [7:30~18:30]  | _                                      |  |  |  |  |  |
| TO] (まんま   18   標 7:30~18:30   12/29   ~1/3   共有   1・2   7:30~18:30   (内 8 時間)   1・2   7:30~18:30   1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 | 一 ※アレルギー児は要相談                          |  |  |  |  |  |
| る) (一一  | 遊び、幼稚園児らと異年齢交流を行                       |  |  |  |  |  |

## 12.特別保育について 《申込先:各施設》

保育施設等では、予育で家庭のいろいろなニーズに応え、愛心して予育てができる環境をつくるため、 さまざまな取り組みを 行っています。

※保育料以外に必要な費用は、施設からの申し出による情報です。詳細は直接施設にお問い合わせください。

| しせつめい               | えんちょうほいく あず ほいく   | いちじあず   | 保育料以外に  | t:  |
|---------------------|---|---|---|---|
| 施設名                 | 延長保育・預かり保育  | 一時預かり   | ひつよう<br><b>必要な費用</b>  | その他   |
| 忍ヶ丘<br>あおぞら<br>こども園 | 【1 号認定預かり保育時間】<br>14:00~17:00 1回 400円<br>【2・3 号認定延長時間】<br>保育標準時間 18:31~19:00<br>保育短時間 7:30~ 8:59<br>17:01~19:00<br>延長保育 30 分につき 100 円<br>※生活保護世帯(階層区分 A):無料<br>※所得税非課税世帯(階層区分 B1):50 円  | 未実施   | 入園時用品代<br>3歳児 1,660円<br>4歳児 2,870円<br>5歳児 2,870円<br>※令和6年4月入園時の価格<br>災害共済掛金 200円<br>帽子代、遠足バス代   | おやこ教室/子育て相談<br>(事前予約制)/おもちゃの<br>貸出(子育てぼけっと)/園<br>庭開放、行事開放/病児保<br>育事業【体調不良児型】  |
| 四條畷<br>すみれ<br>保育園   | [1号認定預かり保育時間] 7:00~9:00 13:00~19:00 30 分毎 150 円 ※13:00~14:00 は減免 [2・3 号認定延長時間] 保育標準時間 18:01~19:00 18:01~18:30 150 円 18:31~19:00 200 円(おやつ代含) 保育短時間 7:00~9:00/17:00~19:00 30 分毎 150 円  | 対象年齢:1歳~3歳児<br>利用時間 9:00~17:00<br>1時間毎:400円(おむつ含む)<br>3歳児は350円<br>給食代:300円<br>おやつ代:100円   | 入園時(体操服、個人用品費)<br>0歳児 2,000円<br>1歳児 7,230円<br>2歳児 9,310円<br>3歳児 9,550円<br>サブスクおむつ代<br>0歳児 2,400円/月<br>1歳児 1,800円<br>2歳児 1,600円<br>炎害共済掛金 年150円<br>絵本代420円~460円/月<br>遠足バス代<br>* 2025年4月現在の価格   | 親子教室/子育て相談/園庭開放/絵本・紙芝居貸し出し/リサイクルバザー、  |
| 忍ヶ丘<br>愛育園          | 【1号認定預かり保育時間】 7:00~8:59、15:31~18:00 30 分延長毎 150 円 【2・3 号認定延長時間】 保育標準時間 18:01~19:30 18:01 以降 30 分延長毎 150 円 補食代:100 円 (18:31 以降対象) 保育短時間 7:00~8:59、17:01~19:30 30 分延長毎 150 円 補食代:110 円 (18:31 以降対象)                                       | 対象年齢:6ヶ月~就学前<br>利用時間 9:00~17:00<br>4時間まで:1時間毎350円<br>4時間超:30分毎200円<br>寝具リース代:1,980円(月<br>複具リース代は1,980円(月<br>後入が持ち込み応相談<br>給食代:330円(おやつ代含)<br>おやつのみ:110円   | 施設管理維持費 2,000 円制服 (ジャケット) 11,000 円制服 (スカート) 8,250 円制服 (パンツ) 8,250 円体操服 (半池シャツ) 2,860 円体操服 (半パンツ) 2,200 円スモック 1,750 円フィットいろぼうし 940 円月間絵本 月 570 円出席シール 270 円電具リース代 月 1,980 円紙おむつ定額制 日 132 円おたよりケース 360 円歯ブラシケース 264 円 他※2024 年 4 月現在の価格 | 子育て相談/さんさん広場/あいあい広場/すいすい広場/メールによる子育て相談/病児保育事業【体調不良児型】   |
| 忍ヶ丘<br>いるか<br>こども園  | 延長時間: 18:01~19:00 保育標準時間 18:01以降 30分延長毎 150円(補食代込) 保育短時間 7:00~9:00 17:01~19:00 30分毎 150円  | 対象年齢:生後6ヶ月〜就学前利用時間9:00〜17:003 歳未満4時間まで2,500円8時間まで3,000円延長30分につき400円3歳以上4時間まで2,200円8時間まで2,400円2,400円2,400円2,400円2,400円250分につき300円給食・おやつ代:300円  | サブスクオムツ 3,300 円<br>エブロン・おしぼり 1,980 円<br>幼児入園時制服、体操服代<br>36,290 円程度<br>用品代 8,000 円程度<br>全園児毎月コペル教育代<br>2,000 円<br>絵本代 450 円  | 子育て相談/子育て広場/<br>子育てカフェ<br>【病児保育】<br>利用時間 8:30~18:00<br>(平日のみ)延長保育はありません。<br>りません。<br>利用料金<br>(市内在住) 2,300 円<br>(市外在住) 5,300 円<br>昼食・おやつ代含 |
| 田原台<br>ひまわり<br>こども園 | 【1号・新2号認定延長時間】 7:00~7:59 100円 8:00~8:29 50円 16:30~16:59 50円 17:00~17:59 100円 【1号・新2号認定預かり保育時間】 13:30~16:29 450円(おやつ代含まず) 【2・3号短時間認定延長時間】 7:00~7:59 100円 8:00~8:29 50円 16:30~16:59 50円 17:00~17:59 100円 18:00以降30分毎150円 【2・3号標準時間認定延長時間】 | 対象年齢:生後2ヶ月〜就学前<br>(市内在住)<br>利用時間 9:00〜18:00<br>3 歳未満:4時間まで2,500円<br>8時間まで3,000円<br>1時間延長:800円<br>3 歳以上:4時間まで2,000円<br>8時間まで2,500円<br>1時間延長:700円<br>1時間延長:700円<br>給食:300円 おやつ(1回)<br>100円 ミルク(1日)50円 | 絵本代(0歳児~5歳児)<br>460円~550円<br>教材費(3歳児~5歳児)<br>460円~1,690円<br>テキスト代7,200円<br>制服、体操服代 41,970円<br>※鞄、スモックも含む<br>用品代(0歳児~5歳児)<br>600円~12,900円<br>布団リース代<br>1,050円~1,650円<br>おむつサブスク3,250円程度<br>エプロンサブスク1,210円程<br>度                        | 地域子育て拠点事業(グリーンホール田原にて) /子育て相談/園庭開放/育児講座/病児保育事業【体調不良児型】/学童保育   |
| 畷 すずらん<br>保育園       | 【2・3 号認定延長時間】<br>保育標準時間<br>18:31~19:30 30 分毎 150 円<br>保育短時間<br>17:01~19:30 30 分毎 150 円<br>【1 号認定預かり保育時間】<br>14:01~17:00 435 円(おやつ代含)<br>17:01~19:30 30 分毎 150 円<br>【共通】   | 対象年齢:生後6ヶ月~就学前<br>利用時間 9:00~開所時間内<br>4時間までの利用:1,400円<br>4時間超8時間までの利用:<br>60分毎350円<br>8時間超の利用:30分毎200円<br>給食:330円<br>牛乳代:60円<br>おやつ代:60円   | 実費費用の徴収<br>共済費 210円 (年額)<br>遠足時のバス代・電車賃<br>実費 (3,500~4,000円程<br>度)<br>用品代 3,000円程度  | 子育て相談/園庭開放/<br>育児講座/子育てサロンに<br>こにこ塚米での保育サポ<br>ート/病児保育事業【体調<br>不良児型】   |

| 施設名  | 延長保育・預かり保育   | <sup>いまじまず</sup><br>一 <b>時預かり</b>   | 保育料以外に<br>必要な費用   | その他  |
|--|--|---|---|--|
| なわて<br>すみれ園                                | 【2・3 号認定延長時間】<br>保育標準時間 18:31~19:30<br>保育短時間 7:30~9:00・17:01~19:30<br>30 分毎に 150 円(30 分未満も 150 円)<br>※19 時以降は 30 分 300 円<br>※1 号認定のみ 13~14 時は減免制度あり  | 対象年齢:生後9ヶ月〜就学前<br>利用時間 9:00〜17:00<br>0〜2歳児1時間400円<br>3〜5歳児1時間350円<br>給食費300円、<br>おやつ代100円<br>※在園児預かりの余裕枠で実施のため、要事前連絡                  | 【オムツ代(月額)】<br>0歳児:2,400円<br>1歳児:1,700円<br>2歳児:1,200円<br>【物品費】<br>クラス帽・ノート:年1,660円<br>お道具箱セット:2,400円<br>【バス代】<br>遠足バス代(行先により変動)<br>※2025年8月時点の価格 | 子育で相談/<br>園庭開放   |
| 幼稚園型<br>認定こど<br>も園<br>畷幼稚園                 | 【1 号認定預かり保育時間】<br>15:00~17:00 300円(おやつ持参)<br>【新 2 号認定預かり保育時間】<br>15:00~18:30 450円(おやつ持参)<br>【2 号短時間認定延長時間】<br>7:30~8:00 100円<br>17:01~18:00 100円<br>18:01~18:30 100円                       | 未実施   | 入園準備費 40,000 円<br>施設費 15,000 円<br>検定料 5,000 円<br>バス管理費 3,500 円(バス通<br>園児のみ)<br>制服代・用品代<br>※入園時の費用として  | 子育て相談/ナースリー保育  |
| (仮称)<br>幼保連携<br>型認定<br>ども園<br>星子幼稚<br>園(※) | 【1 号認定預かり保育時間】 14:00~18:30 450 円(おやつ代含まず) 【新 2 号認定預かり保育時間】 14:00~18:30 450 円(おやつ代含まず) 【2・3 号認定延長時間】 保育標準時間 7:00~7:30・18:30~ 19:00 (30 分毎 150 円) 保育短時間 7:00~9:00・17:00~ 19:00 (30 分毎 150 円) | 未実施   | 1・2 号準備費: 35,000 円<br>施設費: 15,000 円<br>※1・2 号認定児のみ<br>【オムツ代】 未定<br>【布団リース代】未定<br>【用品代】 未定   | 園庭開放/未就園児親子教<br>室/子育て相談  |
| 岡部保育所                                      | 延長時間:<br>保育標準時間 18:31~19:00<br>保育短時間 7:30~8:59<br>17:01~19:00<br>延長保育 30 分につき 100 円<br>※生活保護世帯(階層区分A): 無料<br>※所得税非課税世帯(階層区分<br>B1):50 円  | 未実施   | 災害共済掛金 210円<br>帽子代<br>遠足バス代   | おやこ教室/子育て相談<br>(事前予約制)/おもちゃの<br>貸出(子育てぽけっと)/園<br>庭開放、行事開放/病児保<br>育事業【体調不良児型】 |
| 畷 アサヒ<br>ヶ丘保育<br>園                         | 延長時間:<br>保育標準時間 18:01~19:00<br>18:01~18:30 150 円<br>18:31~19:00 200 円(おやつ代含)<br>保育短時間<br>7:00~9:00<br>17:01~18:00 30 分毎 150 円<br>18:01 以降は、保育標準時間と同じ                                       | 対象年齢:生後6ヶ月〜就学前<br>利用時間 9:00〜17:00<br>1時間:400円<br>※3歳児以上のみ<br>給食代:250円<br>おやつ代:50円   | 用品代<br>3~5 才約 12,170 円<br>2 才 約 7,880 円<br>1 才 約 3,270 円<br>月間絵本<br>3~5 才約 500 円/月  | 通園バス:月3,300円(満1歳6ヶ月以上対象)田原地区への送迎あり※送迎場所は個別相談/子育て相談/園庭開放/学童保育(小学校の長期休業中)      |
| 畷 た ん ぽ<br>ぽ保育園                            | 延長時間:<br>保育標準時間 18:01~18:30 150 円<br>18:31~19:00 150 円<br>保育短時間 7:00~9:00・17:01~19:00<br>30 分毎 150 円<br>19:00~20:00 までの利用: 500 円 (食事<br>つき)  | 対象年齢:生後6ヶ月〜就学前<br>利用時間 7:00〜20:00<br>1時間毎:350円<br>給食:290円<br>おやつ代(1回):50円   | 園に問い合わせください   | 地域子育て拠点事業 併設/子育て相談/園庭開放/病児保育事業【体調不良児型】/学童保育                                  |
| おひさま<br>の森保育<br>園                          | 保育標準時間<br>18:31~19:00 30 分 150 円<br>補食代 100 円 (18:31 以降対象)<br>保育短時間<br>7:31~9:00、17:01~19:00 30 分毎 150<br>円<br>補食代 110 円 (18:31 以降対象)  | 対象年齢:生後6ヶ月~2歳児<br>利用時間 9:00~17:00<br>4時間まで:1時間毎350円<br>4時間超:30分毎200円<br>寝具リース代1,980円(月極)<br>※持ち込み応相談<br>給食代:330円(おやつ代含)<br>おやつのみ:110円 | 園に問い合わせください   |  |
| カリヤ<br>ベビー<br>センター                         | 未実施  | 対象年齢:生後4ヶ月~2歳児利用時間 8:00~18:00<br>1時間毎:350円<br>給食代 250円<br>おやつ代 50円  | 園に問い合わせください   |  |
| 「O」<br>(まんま<br>る)                          | 未実施  | 対象年齢:1・2歳児<br>利用時間 9:00~17:00<br>4時間までの利用:2,500円<br>給食・おやつ代:300円<br>寝具(利用時)リース代:100円<br>申込は前日の午後12時までに「ま<br>んまる」事務所までお電話ください。         |   |  |

<sup>※(</sup>仮称)幼保連携型認定こども園星子幼稚園については、令和8年7月の開園にむけて準備を進めており ますが、工事の進捗状況等により7月より遅くなる場合がありますのでご了承ください。

## 13.Q&A 入所に関するよくあるご質問

#### 問1、受付期間内の申込の順番は早い方が選考の際に有利ですか?

回答 節送の草さは選考に影響しません。保育施設等気所選考基準指数表に基づき、お字さまの保育が必要な度合いの高い順、基準が同じ場合は同法の場合の基準に基づき決定します。希望保育施設等に空きがあれば内定とします。※一斉受付終了後の随時選考は除く

## 問2、10 月入所の申込で、9月中に3歳になっている場合、申込は3歳児クラスですか? また、3歳の誕生日がきたら保育料は無償になりますか?

回答 お字さまのううえは 4月1日時点の発齢で決められます。4月1日時点の発齢が 2歳のお字さまはその 年度は 2歳児ううえです。したがって、誕生月に関わらず能送は 2歳児ううえです。なお、保資料の 無償は 3歳児ううえ以上ですので、2歳児ううえの期間は対象にはなりません。

#### 問3、4月入所以外は保育施設等に入れないですか?

回答 毎月入所選考を行っているため、4月以外でも入所できる可能性はあります。しかし、基本的には4 月入所の選考で各施設受け入れ可能な人数まで入所者を決定しており、発度途間は空きがない状況 が続くことがあります。※在所児童の退所等により空きが発生する場合があります。

#### 問4、求職中でも申込はできますか?

回答 できます。ただし、入所後(単込後ではありません)90日以内に、月48時間以上の就労を開始しなければなりません。

# にい きゅうしょくちゅう ないてい さい でも いない しこと の あも たんじかんにんてい えんちょうりょうきん はっせい 問5、求職中で内定したのとしています。短時間認定では延長料金が発生しています。 1 しこと き で ひょうじゅんじ かんにんてい へんこう してしまう場合、仕事が決まった日から標準時間認定に変更してもらえますか?

回答 認定時間は肩単位での認定になるため、仕事が決まった自から標準時間認定に変更することはできません。毎月20日までにご利用の保育施設文はこども政策課で手続きをしてください。翌月から認定が変更されます。

#### 間6、月48時間未満で就労していますが、保育施設等に入所できたら勤務時間を月48時間以上に増やす つもりです。この場合、就労の要件で申し込みできますか?

**回答** 保育施設等に入れ次第、月48時間以上の勤務時間となることがわかる就労証明書を提出いただいた場合は、就労の内定として取り扱います。

#### 問7、認定の有効期間は何年ですか?

回答 教育標準時間認定の有効期間は、小学校就学までを基本とします。保育認定の有効期間は、2号認定は小学校就学まで、3号認定は満3歳までが基本ですが、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合は、その時点までとします。また、家職活動が事由の場合は90日となります。入所要件の確認のために、学に1回「現況届」、「継続調査票」、「保育の利用を必要とする書類」を提出していただきます。

#### 問8、現在育児休業中ですが、申込はできますか?

**回答** できます。ただし、党所首の塾月1首までに仕事に復帰していただくことが案件となります。

## 問9、育児休業から復職後は時短勤務予定です。選考指数に影響はありますか?

適用します。

#### 問10、育児休業の延長が可能な場合はどのように申込をすればいいですか?

回答 保育施設等に入所できなければ育児休業の延長が可能な場合は、「育児休業の延長が可能な ぱあい とりあつか かん ぜいゃくしょ ていしゅつ はゅうしょ ほか もうしこみしゃ あと じゅんいづ にゅうしょ 場合の取扱いに関する誓約書」をご提出いただくことで、他の申込者よりも後の順位付けで入所 選考を受けることができます。待機証朔書が必要な場合は、別途ご削請ください。

#### 問11、『ならし保育』をしたいのですが、できますか?

『回答 育児休業を散得している人は、汽消台から蟄月1日までの復職日までの期間で『ならし保育』をご 利用いただくことができます。実際の利用にあたっては予訴決定した保育施設等とご相談ください。 なお、保育料は気が白より納え義務が発生します。

ご希望の場合は、あらかじめこども政策課へお知らせください。ただし、年度当初(4月1日の復職 など)や行事等と童なる場合はご希望に添えない場合がありますので、ごう承ください。

※『ならし保育』とは育児休業期間終了時に、新規に保育施設等に予所する児童について、集団保育 への適応等を首節として、通常の保育の実施よりも時間を短縮して行う保育のこと。

#### 問12、上の子は幼稚園に通っていますが、下の子だけの申込はできますか?

**回答** できます。

# 問13、2人きょうだいで上の子だけ保育施設等に入所させて、下の子は自宅等で保育することはできます

『回答』できません。 〒のお子さまを保育できる場合、「保育を必要とする事面」 に該当しないと判断されま す。そのため、保育施設等を汽が希望の場合は、きょうだい2人ともの単送が必要です。ただし、汽が **夢供がお子さまの発達支援の場合は除きます。** 

#### 問14、転入予定ですが、申込はできますか?

**回答** できます。四條畷市の角紙にてご準備の上、こども政策課にご提出ください(郵送前)。 保育施設等利用申込書等の必要書類以外に、土地売買契約書文は賃貸契約書の写しを添付してくださ い。また、入所白の前日までに四條畷市へ転入する必要があります。

#### 問15、各保育施設等の入所状況はわかりますか?

※空きがある場合でも、施設の受け入れ態勢等により必ず入所できるわけではありませんのでご留意 ください。

#### 問16、空きのない保育施設等を希望することはできますか?

「回答」できます。 単送の時点で空きがなくても、選考までに空きが発生することがあります。 空き 栄況に かかわらず、利用したい保育施設等から希望順にご記入ください。

#### 問17、希望する保育施設等を見学したほうがいいですか?

回答 施設によって、保険を設分、管理、必要な費用などに違いがあります。事前に覚覚し、お子さまやご 家庭に合った施設を希望されることをお勧めします。覚覚は、直接施設に連絡してください。

#### 問18、待機児童が少ない保育施設等を第1希望にした方が、入所しやすいですか?

**岡答** 希望者の流数や程所児童の退所による空きの有無等が影響しますが、気所しやすい傾向にあります。 また、同点の場合には施設の希望順位が高い芳を優先します。

#### 問19、第5希望まで記入した方が良いですか?

回答 希望施設を多くすると、選考対象になる施設が多くなり内定する可能性が高くなることは事実ですが、入所が決定しても通えない施設は希望しないようにしてください。(内定を辞退された場合は、問22のとおり、同年後内は調整指数表により減点します。また同点の場合の順位表に影響します。)

#### 問20、複数の保育施設等を希望する場合、どのように選考されますか?入所できないことはありますか?

回答 選考は点数の高い児童から順に行います。希望する保育施設等に複数内定できる場合には、希望順位の高い保育施設等に内定します。第 1希望の保育施設等のお子さまの年齢のううえに空きがない場合は第 2希望の保育施設等で、第 2希望の保育施設等にも空きがない場合は第 3希望の保育施設等で、第 2希望の保育施設等にも空きがない場合は第 3希望の保育施設等で、以下順次繰り返させていただくことになり、希望保育施設等すべてに空きがない場合はお待ちいただくことになりますのでごう承ください。

#### 問21、市外の保育施設等を希望できますか?

回答 勤務地や勤務時間の都合で市外の保育施設等を希望する場合、四條畷市から相手市区町村への委託 依頼が必要ですので、手続き等についてはご相談ください。なお、保育料は四條畷市の保育料徴収基 準、表により決定します。入所期間は、入所した作度末(3月末)までとなりますので、毎年単述が必要 です。なお、前年度に入所できていても、相手市区町村に待機児童がいる場合など、継続して入所できないことがあります。

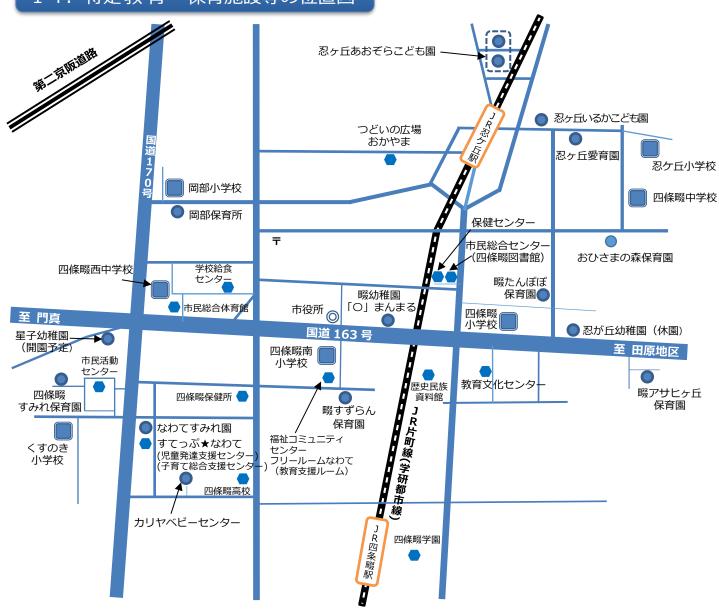
#### 問22、入所内定を辞退したらどうなりますか?

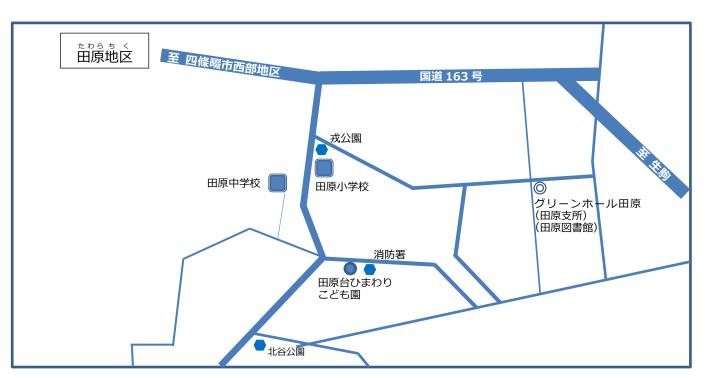
回答 調整指数表により、同学度内に限り、マイナス2点の指数を適用します。また同点の場合の順位第 に影響します。入所内定を辞退するということは、保育の必要性が低いと判断できるためです。入所 希望白、希望施設をよくご確認のうえ能況をしてください。





## 14. 特定教育・保育施設等の位置図







四條畷市では、市内の子育で世帯を対象に、子育でに関する さまざまな情報を提供し、子育で支援につなげるため、 「なわて子育で応援ブック」を作成しています。 市ボームページにも掲載していますので、ご紹開ください。





また、市公式LINEから「予育て」情報に売りもえできます。 「妊娠・出産」、「予育て支援」、「手当・援助」などの ボタンがあります。ぜひ、ご活角ください。

